

第 7 6 号議案

令和元年度大山崎町一般会計補正予算（第 4 号）

令和元年度大山崎町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 4 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 , 3 4 8 , 5 0 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 1 1 月 2 8 日 提 出

大山崎町長 前川 光

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		162,932	240	163,172
	2 基金繰入金	145,546	240	145,786
歳 入 合 計		6,348,268	240	6,348,508

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		908,015	240	908,255
	1 総務管理費	731,269	240	731,509
歳	出	合	計	
		6,348,268	240	6,348,508

大山崎町一般会計補正予算（第４号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 繰入金	162,932	240	163,172
歳入合計	6,348,268	240	6,348,508

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	908,015	240	908,255				240
歳 出 合 計	6,348,268	240	6,348,508				240

2 歳 入

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	119, 221	240	119, 461	1 財政調整基金繰入金	240	・ 財政調整基金繰入金
計	145, 546	240	145, 786			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	374, 574	240	374, 814				240	1 報酬	240	一般行政推進費 240 1 報酬 240 ・ 重大事故等検証委員会委員報酬 240
計	731, 269	240	731, 509				240			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	勤勉手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	2		16,500	4,771 3.30 (2.6)	1,261 1.85	661	50	23,243	4,273	27,516	
	議 員	12	43,596		13,428 3.30				57,024	15,646	72,670	
	その他の 特 別 職	355	39,236						39,236	2,452	41,688	
	計	369	82,832	16,500	18,199	1,261	661	50	119,503	22,371	141,874	
補正前	長 等	2		16,500	4,771 3.30 (2.6)	1,261 1.85	661	50	23,243	4,273	27,516	
	議 員	12	43,596		13,428 3.30				57,024	15,646	72,670	
	その他の 特 別 職	350	38,996						38,996	2,452	41,448	
	計	364	82,592	16,500	18,199	1,261	661	50	119,263	22,371	141,634	
比 較	長 等	0		0	0 0.00 (0.0)	0 0.00	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0		0 0.00				0	0	0	
	その他の 特 別 職	5	240						240	0	240	
	計	5	240	0	0	0	0	0	240	0	240	

*期末手当支給率の（ ）内は教育長。また、勤勉手当の支給は教育長のみ。